

平成 27 年度滋賀県中小企業活性化施策実施計画の実施状況の検証について

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、毎年度、中小企業活性化施策実施計画の実施状況の検証を行うこととされており、平成 27 年度の実施計画についても、今年度と同様に検証を実施します。

スケジュール等については、以下の予定です。

1. 内容

○平成 27 年度実施計画に掲載した全 218 事業について、4 段階での評価を行い、取組の成果や課題、また、実際に施策を利用した方の具体的な声等の把握を行い、次年度の中小企業活性化施策への反映に努める。

2. スケジュール（予定）

- ① 平成 28 年 5 月上旬～中旬 各所属において検証開始
- ② 6 月中旬 検証案とりまとめ
- ③ 6 月下旬 滋賀県中小企業活性化推進本部 幹事会議
- ④ 7 月上旬 滋賀県中小企業活性化推進本部 本部員会議
- ⑤ 7 月下旬 平成 28 年度第 1 回滋賀県中小企業活性化審議会
- ⑥ 8 月上旬 県議会常任委員会
- ⑦ 8 月中旬 公表
- ⑧ 9 月以降 平成 29 年度中小企業活性化施策への反映

※県議会のスケジュールによりずれる可能性があります。